

# 石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第20号)

## 目 次

目	次
規 則 ○個人情報の保護に関する法律施行細則 (総務課) 1	○石川県個人情報保護条例第49条第1項の知事が定める法人の廃止 (同) 2
告 示 ○石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止 (総務課) 2	

## 規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第六号

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第二条 令第二十八条第四項後段の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他知事が認める方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十五年石川県規則第四十七号)は、廃止する。

(石川県組織規則の一部改正)

3 石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表石川県個人情報保護審査会の項を次のように改める。

石川県個人情報保護審査会	石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第三十二号)第十条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	総務課
--------------	---	-----

(石川県個人情報保護審査会規則の一部改正)

4 石川県個人情報保護審査会規則(平成十五年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第四十八条」を「石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第三十二号)第十八条」に改める。

(石川県統計調査条例施行規則の一部改正)

5 石川県統計調査条例施行規則(平成二十二年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三 県が出資その他財産支出等を行う法人であつて、次に掲げるもの(前号に掲げる者を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号(以下「政令」という。))第五百五十二条第一項第一号及び第二号に掲げる法人

ロ 政令第五百五十二条第四項第一号に掲げる法人

(石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正)

6 石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」と改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」と改める。

(経過措置)

7 前項の規定による改正前の石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお三分の二、所収の調整をして使用するにと改める。

告 示

石川県告示第135号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成15年石川県告示第402号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第136号

石川県個人情報保護条例第49条第1項の知事が定める法人(平成25年石川県告示第141号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩